

変更届の提出について

- ・ 変更のあった日から 10 日以内に届け出ることが必要。
 - ・ ただし、利用者向けリーフレット更新の都合から、リーフレット掲載事項については、変更の前月 20 日までに届け出ることをお願いします。
- (リーフレット掲載事項：法人名、事業所名、電話番号、FAX 番号、所在地、事業種別)

自己点検票の活用について

厚生労働省の定める各種の基準とその解釈通知を対応させ、左右対照に配置してチェックリスト化しました。関連する Q&A も直後に掲載しています。

事業を行うにあたって義務付けられていることや基本的な考え方が示されていますので、ご自身の事業所がルールを遵守しているかの確認に活用してください。

* 実地検査との関係 *

江戸川区は、平成 26 年度から職員が事業所を訪問し、事業の運営状況を確認させていただきます（実地検査）。その際には、この自己点検票に掲載していることと同じ内容を中心にチェックします。

日頃から自己点検を行い、適正な運営となるようにしてください。

自己点検票に記載する略称

事業種別 略称	計画相談支援事業	地域相談支援事業
基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号） 最終改正：平成 25 年 11 月 22 日厚生労働省令第 124 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号） 最終改正：平成 25 年 11 月 22 日厚生労働省令第 124 号
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号）
Q&A	相談支援に係る Q&A について（平成 25 年 2 月 22 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡）	
ポイント	根拠規定そのものはないが、基準省令や解釈通知、Q&A 等からして必要となる考え方や実務上の取扱を示す。	

※障害児相談支援事業については、計画相談支援事業を参考に当てはめて活用ください。